



平成 25 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社牧野フライス製作所
代表者名 取締役社長 牧野 二郎
(コード番号 6135 東証第 1 部)
問合せ先 取締役管理本部長 永野 敏之
(TEL. 046-284-1844)

2018 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 28 日開催の取締役会において、2018 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）（社債額面金額合計額 120 億円（追加買取権行使分の 20 億円を含みます。））の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社グループは、世界中の、幅広い産業分野で生産の効率化を意図する顧客に、最新の技術と高度な品質管理の下で生産された工作機械を提供し続けることを目標としております。

とりわけ、当社グループは、高速、高精度、高剛性等を兼ね備えた製品を主力としていることから、工作機械業界における最大の市場であります自動車業界はもとより、高度な加工技術を必要とする航空機関連業界、さらには多様な用途に発展しつつある微細加工分野にいたるまで近年当社グループ製品への需要は拡大傾向にあります。

ハイエンドな工業製品の生産は、主要国、その中でも主要産業都市に集中していましたが、世界の産業構造はこの 10 年で激しく変化し、広範な地域、多様な国、大都市から離れた地域にまで広く分散するようになりました。こうした中で、1970 年代から海外進出を進めてきた当社グループは、現地で販売のみならず工作機械を組み合わせたシステム化までを提案できる体制を、アフリカを除く工作機械の主要な消費地域に拡大しております。市場の拡大に伴い、海外における生産拠点もシンガポール、中国、インドに拡充しております。

しかし、その一方で、当社グループを取り巻く競争環境は、より一層厳しさを増しております。高い技術力を持つ欧州メーカーは、ユーロ圏の需要低迷に伴いアジア地域を中心とする新興国での拡販を推進しており、さらに、昨今のユーロ安はその攻勢を加速させるものとなりました。また、アジアの工作機械メーカーは、その代表国である中国が 2009 年には日本を抜き世界一の工作機械生産国となるなど、拡大する需要を背景に大きな躍進を遂げております。また、その技術水準は年々向上しており、将来的にはグローバル競争に参加できるまでの競争力を有する企業へと成長することも想定しなければなりません。

このような環境の下で安定的かつ継続的な成長をするためには、国内外での研究開発の一層の充実を図り、多様なニーズに応えられる技術を蓄積する必要があります。また、世界の顧客からの工作機械の性能に対する要求は従来の水準をはるかに超えるものとなっており、これに応える技術を開発、応用し提供し続けることが当社グループの事業にとって必要不可欠なものであります。

当社グループは、国内外の工場の整備、最新の設備機械の導入を行うことで、製品の精度、性能の高度化に対応することによる生産性向上を図るとともに、地域的に拡大する世界中のお客様に対し、適正価格の製品をご要望の納期に供給し、かつ、これまで以上の良質なアフターサービスを提供していく所存です。

当社は、上記のとおり、安定的かつ継続的な成長を維持し、かつ資金調達コストの最小化を図りつつ資本効率の向上を追求すべく、本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集は行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債発行による差引手取金概算額（幹事引受会社による追加買取権行使分を含みます。）については、平成 25 年 7 月以降、100 億円を社債の償還に、平成 25 年 4 月以降、その残額を設備投資に、それぞれ充当する予定であります。

【本新株予約権付社債を発行するに当たっての狙い】

本新株予約権付社債は、ゼロクーポンで発行するため調達コストを大幅に低減することができます。一方で、転換価額を当社普通株式の時価を上回る水準に設定することで、発行後の 1 株当たり利益等の希薄化を一定程度抑制することができ、既存株主に配慮した資金調達手段となっております。また、当社は経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするために、取得した自己株式を消却せずに保有し続けており（平成 24 年 12 月 31 日現在 8,692,932 株）、本新株予約権付社債の株式への転換時には保有自己株式を戦略的に活用することを想定しております。

さらに、本新株予約権付社債には 130% コール（繰上償還）条項が付されており、株価が転換価額を大きく上回っている場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対し、株式への転換を促すことができる商品設計となっております。中長期的な資本の増強が期待されます。

今後もグローバル企業として積極的な海外展開を目指す当社として、今回の資金調達は今後の成長戦略に必要な手元流動性の確保に繋がり、結果として今後の成長戦略の加速と財務基盤の安定化に寄与するものと考えております。

記

1. 社債の名称 株式会社牧野フライス製作所 2018 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社債の払込金額 本社債の額面金額の 100%（各本社債の額面金額 10,000,000 円）
3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
4. 社債の払込期日及び発行日 2013 年 3 月 19 日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）
5. 募集に関する事項
 - (1) 募集方法 SMBC Nikko Capital Markets Limited 及びその他の幹事引受会社（以下「幹事引受会社」と総称する。）の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付の申込は条件決定日の翌日午前 8 時（日本時間）までに行われるものとする。なお、当社は、幹事引受会社に対し、2013 年 3 月 13 日までに当社に通知することにより、本社債の額面金額合計額 20 億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。
 - (2) 新株予約権付社債の募集価格（発行価格） 本社債の額面金額の 102.5%
6. 新株予約権に関する事項
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集は行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(2) 発行する新株予約権の総数 1,000 個及び上記 5.(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額の合計額を 10,000,000 円で除した個数 (200 個を上限とする。) 並びに代替新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を 10,000,000 円で除した個数の合計数。なお、各本社債 (額面 10,000,000 円) に付する本新株予約権の数は 1 個とする。

(3) 新株予約権の割当日 2013 年 3 月 19 日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役又は代理人が、取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記 5.(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日 (以下「条件決定日」という。) における当社普通株式の終値 (以下に定義する。) に 1.0 を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数 (但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。) をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{1 \text{株当たり払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割 (無償割当てを含む。) ・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) 等の発行、一定限度を超える配当支払 (特別配当の実施を含む。) 、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 新株予約権の行使により本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間 2013 年 4 月 2 日から 2018 年 3 月 5 日の銀行営業終了時 (行使請求受付場所現地時間) までとする。但し、(i)下記 7.(3) (ロ) ①乃至⑥記載の繰上償還の場合には、当該償還日の東京における 3 営業日前の日の銀行営

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集は行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで（但し、下記 7.(3) (ロ) ③記載の繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(ii)下記 7.(3) (ロ) ⑦記載の本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還がなされる場合には、償還通知書が下記 7.(6)記載の主支払代理人に預託されたときまで、(iii)下記 7.(3) (ハ) 記載の買入消却がなされる場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、また(iv)下記 7.(3) (ニ) 記載の債務不履行等による強制償還の場合には、期限の利益喪失時までとする。

但し、上記いずれの場合も、2018年3月5日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。また、当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日目に先立つ30日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日（以下「株式取得日」という。）（又は株式取得日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、基準日（以下に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第1項に従い株主を確定するために定めたその他の日（以下、基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。当社が定款で定める日以外の日を株主確定日として設定する場合、当社は当該株主確定日の東京における5営業日前までに受託会社及び本新株予約権付社債の所持人に対して書面にて、株主確定日及び本新株予約権を行使することができない期間を通知するものとする。

「基準日」とは、当社の定款又は当社が指定するその他の方法で株式の所持人に対する配当若しくはその他の分配又は権利を付与する目的で決められた日をいう。但し、当社が当該基準日を設けておらずかつその設定が要求される場合、基準日は、当該事由が効力を生じる日を指すものとする。

- | | |
|----------------------------------|--|
| (7) その他の新株予約権の行使の条件 | 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 |
| (8) 新株予約権の取得事由及び取得の条件 | 本新株予約権の取得事由は定めない。 |
| (9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由 | 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本社債の出資により本新株予約権が行使されると本社債は直ちに消却され、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社 |

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集は行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額その他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

(10) 当社が組織再編等を行う
場合の承継会社等による
新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合（但し、全ての本新株予約権付社債が当該組織再編等の効力発生日よりも前に償還されている場合を除く。）には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項及び信託証書に従って、本新株予約権付社債及び信託証書の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記（イ）の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4) (ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集は行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

額を定める。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日又はそれ以降の上記（イ）記載の承継及び交付の実行日から、上記（6）に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑥ その他の新株予約権の行使の条件等
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。
 - ⑨ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (ハ) 当社は、上記（イ）の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引受又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

7. 社債に関する事項

- (1) 社債の総額 100 億円及び上記 5.(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額（20 億円を上限とする。）の合計額並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額
- (2) 社債の利率 本社債には利息は付さない。
- (3) 本社債の償還の（イ）満期償還
方法及び期限 2018 年 3 月 19 日（償還期限）に本社債の額面金額の 100%で償還する。
（ロ）繰上償還

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集は行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

① 130%コールオプション条項による繰上償還

2016年3月18日以降、当社普通株式の終値が、20連続取引日（以下に定義する。）にわたり、当該各取引日に適用のある上記6.(4)記載の転換価額（遡及的調整がある場合はこれを考慮する。）の130%以上であった場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して当該20連続取引日の末日から30日以内に、30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当社が下記④乃至⑥に基づく繰上償還の通知を行った場合は、以後本①に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

② クリーンアップ条項による繰上償還

本②の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額の合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当社が下記④乃至⑥に基づく繰上償還の通知を行った場合は、以後本②に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

③ 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し下記8.(イ)記載の特約に基づく追加額の支払義務を負うこと及び当社が利用できる合理的な手段によってもかかる追加額の支払義務を回避し得ないことを受託会社に了解させた場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当該時点で本社債に関する支払期日が到来したと仮定した場合において、当社が当該追加額の支払をしなければならないこととなる最初の日に先立つ90日前の日より前にかかる通知を行うことはできない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債の所持人は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債の所持人の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。こ

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集は行われません。

また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

の場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記 8. (イ) 記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記 8. (イ) 記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

但し、当社が下記④乃至⑥に基づく繰上償還の通知を行った場合は、以後本③に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

④ 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が発生した場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、30 日以上 60 日以内に事前通知した上で（かかる通知は、当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日以降実務上可及的速やかに行うものとする。）、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還することができる。

上記償還に適用される償還金額は、上記 6.(4)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 160%とする（但し、償還日が 2018 年 3 月 6 日から同年 3 月 18 日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は代理人が、取締役会の授権に基づき、上記 6.(4)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において、以下のいずれかが承認されることをいう。

- (a) 当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）
- (b) 資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）
- (c) 会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）
- (d) 株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）
- (e) その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集は行われません。

また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるもの

⑤ 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が上場を維持するよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知（かかる通知は撤回することができない。）した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の160%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本⑤記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該取得日から90日以内に生じなかった場合には、当社は、当該90日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知（かかる通知は撤回することができない。）した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本⑤及び上記④又は下記⑥の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記④又は下記⑥の手続が適用されるものとする。

⑥ スクイズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集は行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 160%とする。）で繰上償還するものとする。

⑦ 本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、2016 年 3 月 18 日に、その保有する本社債を額面金額の 100%の価額で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記繰上償還日に先立つ 30 日以上 60 日以内の期間中に所定の様式の償還通知書とその所持する本新株予約権付社債券（以下に定義する。）とともに下記(6)記載の主支払代理人に預託することを要する。

但し、当社が、上記①乃至⑥に基づく繰上償還に係る本新株予約権付社債の要項所定の通知を行った場合、当該各通知の前後にかかわらず、本⑦に優先して上記①乃至⑥に基づく繰上償還の規定が適用されるものとする。

(ハ) 買入消却

当社は、随時、本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。なお、当社の子会社は、随時、本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は消却のため当社に引渡すことができる。

(ニ) 債務不履行等による強制償還

本新株予約権付社債の要項で定める、本社債に関する支払遅延、契約違反、当社又はその主要子会社についての元本 5 億円以上の金銭債務若しくは保証債務の不履行、倒産手続の開始、倒産若しくは解散の命令、解散の決議、支払停止、事業の停止、又は重要な財産に対する執行が生じた場合で、かつ、受託会社が、自らの裁量、残存する本社債の額面総額の 25%以上の保有者の書面による要求又は社債権者集会の特別決議に基づき、本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、その額面金額に下記の遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

遅延利息は、下記(6)記載の主支払代理人が指定するユーロ円市場における主要な銀行によって値付けされる、債務不履行の日の午前 11 時現在の 3 ヶ月円預金に係るオフアード・レートと等しいものとして、当該主支払代理人が決定する年率を額面金額に乗じた

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集は行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

額をいう。

(ホ) 償還場所

下記(6)記載の主支払代理人の所定の営業所において支払う。

- (4) 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債の券面は、本新株予約権付社債を表章する記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。
- (5) 無記名式新株予約権付社債券 本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。
への転換請求の制限
- (6) 新株予約権付社債に係る 本新株予約権付社債に係る The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch を主支払代理人及び新株予約権行使請求受付代理人（行使請求受付場所）とする。
支払代理人及び新株予約
権行使請求受付代理人
（行使請求受付場所）
- (7) 新株予約権付社債に係る Union Bank, N.A.
名簿管理人
- (8) 社債の担保又は保証 本新株予約権付社債は、担保又は保証を付さないで発行される。
8. 特約 (イ) 追加支払

本新株予約権付社債に関する支払につき、日本国又はその他の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加額を支払う。

(ロ) 担保提供制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、有価証券（以下に定義する。）について、当該有価証券が(a)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券、又は円貨建てでその元本総額の50%超が当社により若しくは当社の承認を得て当初日本国外で募集される証券である場合であって、かつ(b)日本国外の証券取引所、店頭市場又はこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され、日常的に取引され又はこれらが予定されている証券である場合においては、(i)当該有価証券に関する支払、(ii)当該有価証券の保証に基づく支払、又は(iii)当該有価証券に関する補償その他これに類する他の債務に基づく支払を担保することを目的として、当該有価証券の所持人の利益のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産、資産又は収入の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存在させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に(a)本新株予約権付社債について、受託会社の満足する、若しくは、本新株予約権付社債の社債権者集会特別決議において承認された内容で、かかる有価証券に関する支払、保証、補償若しくはこれらに類するその他の債務に係る上記担保と同順位 of 担保を提供し、又は(b)受託会社が、その完全な裁量において、本新株予約権付社債の所持人にとって著しく不利益ではないと判断し、若しく

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集は行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

は、本新株予約権付社債の社債権者集会特別決議において承認された、その他の担保若しくはその他の契約（担保の付与を含むか否かを問わない。）を本社債にも提供する場合はこの限りでない。本（ロ）において、「有価証券」とは、当社又はその他の者が発行するbond、ディベンチャー、ノートその他これに類する投資有価証券のうち期間1年超のものをいう。

9. 上 場 取 引 所 本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。
10. そ の 他 当社株式に関する安定操作取引は行わない。
11. 本新株予約権付社債の募集及び発行は、当社代表取締役又は代理人による未決定事項の決定並びに日本及びその他関係諸国における各種の法令に基づく届出、許認可の取得を条件とする。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集は行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

1. 資金の用途

(1) 今回調達資金の用途

本新株予約権付社債発行による差引手取金概算額(幹事引受会社による追加買取権行使分を含みます。)については、平成25年7月以降、100億円を社債の償還に、平成25年4月以降、その残額を設備投資に、それぞれ充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

本新株予約権付社債はゼロクーポンでの発行であり、金利負担軽減の効果があると考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

利益配分については、安定的かつ継続的な配当により、株主の皆様への利益還元を図ることを基本に考えております。また、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当決定に際しては、上記方針に基づき、経営環境並びに業績等を勘案して決定しております。

(3) 内部留保資金の用途

今後の事業展開への備えと研究開発活動に充当いたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

| | 平成22年3月期 | 平成23年3月期 | 平成24年3月期 |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 1株当たり連結当期純利益又は連結当期純損失(△) | △92.40円 | 19.32円 | 33.24円 |
| 1株当たり年間配当金(内、1株当たり中間配当金) | 0.00円 (0.00円) | 4.00円 (0.00円) | 8.00円 (4.00円) |
| 実績連結配当性向 | －% | 20.7% | 24.1% |
| 自己資本連結当期純利益率 | △12.7% | 2.7% | 4.6% |
| 連結純資産配当率 | －% | 0.6% | 1.1% |

(注) 1. 1株当たり連結当期純利益又は連結当期純損失は、期中平均株式数に基づいて計算していません。

2. 実績連結配当性向は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成22年3月期の実績連結配当性向は、1株当たり連結当期純損失を計上しているため記載していません。

3. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純利益又は連結当期純損失を自己資本(連結純資産合計額から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。

4. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額及び発行総額の確定後、お知らせいたします。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集は行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

| | 平成22年3月期 | 平成23年3月期 | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 始 値 | 279 円 | 606 円 | 707 円 | 714 円 |
| 高 値 | 642 円 | 807 円 | 812 円 | 715 円 |
| 安 値 | 264 円 | 445 円 | 410 円 | 327 円 |
| 終 値 | 606 円 | 706 円 | 709 円 | 617 円 |
| 株価収益率（連結） | －倍 | 36.54 倍 | 21.33 倍 | －倍 |

(注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成25年3月期の株価については、平成25年2月27日現在で表示しております。

3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成22年3月期については、1株当たり連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、平成25年3月期については、未確定のため記載しておりません。

(3) ロックアップについて

当社は幹事引受会社に対して、本新株予約権付社債に係る引受契約の締結日に始まり、払込期日から起算して180日目の日に終了する期間中は、SMBC Nikko Capital Markets Limitedの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換できる有価証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による当社普通株式の交付、株式分割による当社普通株式の交付、当社又は当社子会社の取締役及び従業員向けのストックオプション又は新株予約権の付与及び付与された当該ストックオプション又は新株予約権の行使による当社普通株式の交付、本新株予約権付社債に係る引受契約の締結日において存在する新株予約権又はストックオプションの行使による当社普通株式の交付、単元未満株主の買増請求による普通株式の売渡し、その他日本法上の要請による場合を除く。）を行わない旨を合意しております。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集は行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。